

令和6年（行ウ）第62号／令和6年（行ウ）第63号  
 行政文書不開示処分取消等請求事件／保有個人情報不開示処分取消等請求事件  
 原告 相原健吾 外165名／芦名定道 外5名  
 被告 国

## 証拠説明書（甲A85～88）

2025年7月22日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 福田 護

弁護士 三宅 弘

弁護士 米倉 洋子



号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A85	附帯決議 (衆議院) 写し	2025 (令和 7) 年 5 月 9 日	衆議院内 閣委員会	衆議院内閣委員会が日本学術会議法の採決にあたり、「政府は、令和2年の会員任命拒否問題について、国民に説明責任を果たし、国民の信頼を得るよう努めること」との附帯決議を採択した事実
甲A86	附帯決議 (参議院) 写し	2025 (令和 7) 年 6 月 10 日	参議院内 閣委員会	参議院内閣委員会が日本学術会議法の採決にあたり、「政府は、令和2年の会員任命拒否問題について、国民に説明責任を果たし、国民の信頼を得るよう努めること」との附帯決議を採択した事実
甲A87	意見書 原本	2025 (令和 7) 年 7 月 20 日	早川和宏	公文書管理法、情報公開法を専門とする研究者による本訴に関する意見書。公文書管理法の立法過程、公文書管理法と情報公開法、公文書管理法と個人情報保護法が、それぞれ車の両輪であること、公文書管理法の観点からは、開示請求の対象となった行政文書が存在することが「自然かつ合理的」であるためその存在が推認されること、文書の不作成や保存期間を誤って文書を廃棄することは国賠法上違法となること等。
甲A88	判決書 写し	2025 (令和 7) 年 5 月 16 日	東京地方 裁判所	甲A87、50頁に引用されている、2018年11月文書（甲A58）の作成過程の文書の一部不開示処分の取消を認めた判決。同判決が、同文書は「会員の任命の根幹部分に係る重要な運用の変更」を含むと判示している事実から、本件任命拒否が「異例」ではないとすることはできないこと。